

## 4. 安全衛生教育（定期教育）の経緯と現状

（安衛法第 60 条の 2 第 2 項関係）

### 1. 背景と経緯

- (1) H01.05.27 安全衛生教育指針公示 第 1 号 (第 247 号通達)
- (2) H02.12.01 安全衛生教育指針公示 第 2 号
- (3) H03.03.16 杭打機倒壊による第三者死傷災害発生（東京都、死者 2 名）  
大手ゼネコンが本社機構に重機安全対策部を設置（機構改革）し  
①「移動式クレーン、基礎工事用機械の転倒防止指針」発行
- (4) H05.02.10 ②「移動式クレーン、基礎工事用機械の転倒防止指針」改訂
- (5) H05.09.30 安全衛生教育指針公示 第 3 号
- (6) H06.04.01 「移動式クレーン・杭打機等の支持地盤養生マニュアル」発行  
(社) 日本建設機械化協会
- (7) H08.12.04 安全衛生教育指針公示 第 4 号
- (8) H09.08.04 杭打機倒壊による第三者死傷災害発生（大阪市、負傷者 2 名）
- (9) H09.08.28 杭打機倒壊による第三者死傷災害発生（札幌市、死者 1 名）
- (10) H09.09.05 公衆災害続発に鑑み、建設省（経建発第 270 号）  
労働省（基発第 614 号）連名  
主要関係 10 団体に対し、再発防止対策要請
- (11) H09.12.15 安全衛生教育指針公示 (基発第 765 号)  
教育講師養成研修計画、カリキュラム、実施者等公表  
「車両系建設機械（基礎工事用）運転業務の安全」発行（建災防）
- (12) H10.02.03 講師養成研修開催（第 1 回）2 日間 20 名（建災防湯河原研修所）
- (13) H10.04.01 全基連が当該教育実施機関の認定を受ける
- (14) H10.04.25 当該教育の実施開始 (全基連 第 1 回)
- (15) H10.05.13 講師養成研修開催（第 2 回）2 日間 24 名（建災防湯河原研修所）
- (16) H12.01.14 大手ゼネコンが当該教育を全基連に全面移行（委託）
- (17) H17.12.31 現在まで全基連組織により全国規模で間断なく継続実施中

### 2. 実施実績（H10.04.01～H17.12.31）

実施回数	121 回
受講社数	延 1,632 社
受講者数	5,637 名